

米施政権下における北部訓練場の軍事的土地利用はいかになされたか

森, 啓輔

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

45

(開始ページ / Start Page)

373

(終了ページ / End Page)

428

(発行年 / Year)

2018-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014510>

米施政権下における北部訓練場の軍事的土地利用は いかになされたか

森 啓 輔

1 背景と本研究の位置づけ^{〔1〕}

本論は、沖縄本島北部に一九五〇年代後半に成立した米軍海兵隊北部訓練場 (Northern/North Training Area) の成立過程から施政権返還までの時期の、軍事的土地利用をめぐる法的および地理的な歴史的過程を論じるものである。一九九六年のSACO最終合意は、同訓練場の北側 (国頭村安田区周辺) と南端地域の部分的返還を決定するが、返還条件として、当該返還地域の軍事機能を南側残存地域 (国頭村安波区および東村高江区集落周辺) に移すという条件が付帯した。これに伴う新ヘリパッド建設計画に対し、一九九〇年代後半から東村高江区住民と中心とした建設反対運動が生じ、二〇一七年現在に続く政治過程として展開することとなる。同訓練場をめぐる土地利用やその具体的

条件については、行政史の歴史的概要の列記を除いては、軍事的土地利用の法的地位や行われた具体的訓練、そしてそれら領域の地理的分布などについてはほとんど解明されていない。これまで不明な点が多かった沖繩本島北部の軍事基地をめぐる展開を、法的側面のみではなく地理的側面も併せて双方からアプローチすることで、より具体的な歴史的实践に迫ることができると考える。

これまで北部訓練場の成立過程に関しては、主として林政分野にかかわる研究がその多くを占めてきた。⁽²⁾ また沖繩県史や県行政資料などで行政史的に部分的に考察されてきた。行政史研究の意義は、時系列的に民政領域における法体系が確立され、これに基づいて国有林野にほぼ重なる形で設立した同訓練場内部における林政が行われたことが明らかとなった点である。しかし、肝心の訓練場成立過程における軍事的土地利用の法的地位、および地理的配置の具体的過程が、資料的制約もあり十全とは言えない。この点を明確にすることは、五〇年代後半に成立した海兵隊基地の一つである同訓練場と、その施政権返還後の使用（五・一五メモ）へ至る軍事利用の論理を明確にする上で重要である。

また、社会運動論の視座から著者はこれまで、当該地域において一九七〇年から七一年にかけて行われた海兵隊の実弾演習を阻止する国頭村民の闘争であった伊部岳闘争や、S A C O 合意以降の米軍再編により集落に近接する場所で新基地建設が行われている東村高江における政治過程と運動過程について論じてきた。⁽⁴⁾ これら研究から明らかになったのは、地域住民が集合行為を形成し具体的な政治過程を生起させる背景に、居住地域に近接する場所で行われた軍事的土地利用計画の住民生活への深

刻な影響が存在したということである。特に北部訓練場周辺地域では、住民運動により基地機能の更新や強化計画が可視化されてきたからこそ、このような軍事計画が明るみに出た側面がある。³⁾しかしそれら運動の生起を通して明らかになるのも、同訓練場内部における軍事的土地利用の論理の一部分である。本論では同訓練場内部の軍事土地利用の論理について、より一貫した因果関係を与えることを試みる。新たに入手した琉球列島米国民政府 (United States Civil Administration of the Ryukyu Islands、以下USCARと記述) 行政資料を用いて、米施政権期の同訓練場の法的地理的展開を対象とし、軍事基地が地域社会に埋め込まれる歴史的過程と、基地内部で具体的に行われてきた実践について考察する。

2 資料と方法

本論では、公文書を中心に法地理的過程を再構成する。用いる資料はアメリカ国立公文書館II (College Park) で入手したUSCARの法務局資料⁶⁾を中心としたものである。本資料は、同館に所蔵されるリサーチ・グループ (RG) 二六〇の資料の一部であり、沖縄県公文書館にもこのうちの大部分が収蔵されるが、同法務局資料の公開は二〇一七年に漸次的に開始されたばかりであり、⁷⁾本論で扱う資料は未だ公開されていない。同法務局は、駐留米軍とは一定程度距離を保ちながら、ときに強

硬的に行われた軍政運営に対して、法的根拠を検討・助言・勧告していた機関であった。また同時期の琉球列島住民を代表する琉球政府に対しても指導・助言を行った。ゆえに同局資料は軍政と基地の使用に関する土地規定に関して記された詳細な資料群とみなすことができる。資料探索の方法は、まず公文書館カタログから北部訓練場にかかわる特定の資料を検索し、そこからスノーボール方式で資料を追加検索する形で入手した。⁽⁸⁾

本論は具体的には以下のように展開する。第一に、施政権下沖縄の土地をめぐる法の適用過程について見ていく。第二に、北部訓練場の軍事基地としての成立過程について法的文章を中心にしながら考察する。第三に、一九六〇年代の軍事的利用の展開について明らかにする。最後に、一九七〇年末に生じた伊部岳闘争のインパクトが施政権返還後の同訓練場利用（五・一五メモ）にどのような影響を与え、またそれにもかかわらず軍事施設利用がいかにして継続したのかを論じる。

3 旧日本政府有財産・沖縄県有財産・市町村有財産・私有財産をめぐる法的地位の展開

それではまず、北部訓練場（Northern Training Area）の成立過程について見ていこう。米軍政は同訓練場をどのような法的地位により接収したのだろうか。その具体的過程を考察する前に、施政権

下沖繩でどのような土地をめぐる問題が展開したのだろうか。

3-1 旧日本政府有・沖縄県有財産権取得から講和条約締結直前まで（一九四五—五一年）

米軍占領下の南西諸島およびその近海を対象とした財産管理権は、米国海軍軍政府布告第七号（一九四五年四月一日発行、一九四九年六月二八日改正。いわゆるニミッツ布告）の発布に基づき規定された。「財産」とはここで「有形又は無形の総ての種類及財産上の権利、所有権又は権益を含む」と定義される。「財産」の下位区分として、「遺棄財産」「国有財産」「国際公法の下に賠償無くして略取した総ての私有財産」が規定され、それらは、海軍政府長または海軍政府長により財産管理官として任命された他の士官を含む「財産管理官」が占有・管理することになった。この布告は、一九〇七年一月一八日、オランダのハーグで調印された「陸戦の法規慣例に関する条約」（ハーグ陸戦条約）に基づき交付されたもので、国・県有財産などは遺棄財産として、米国の管理下に置かれるようになる。上記布告第七号の基礎をなす陸戦条約第五五条には、「占領国は、敵国に属し且占領地に在る公共建物、不動産、森林及農場に付て、其の管理者及用益権者たるに過ぎざるものなりと考慮し、右財産の基本を保護し、且用益権の法則に依りて之を管理すべし」と規定された。

米国陸軍軍政府による四群島分割統治時代には、前述の海軍軍政府布告第七号に基づいて、一九四八年四月七日付の軍政府指令第一九号「琉球財産の管理（Ryukyuan Property Custodian）」

が施行され、それまで財産管理官を兼任していた軍政府補給財務部長に代えて、軍政府内部に琉球財産管理課が設立され、同課の権限および業務内容が群島政府知事らに対し通告された。¹⁶⁾

一九五〇年一二月のUSCARの成立に伴い、群島分割統治体制が中央集権的軍政府体制に移行する。同月五日の琉球軍司令官宛の極東軍司令部指令で、琉球列島軍政本部の名称がUSCARに改称され、琉球列島軍政長官の名称が琉球列島民政副長官に改称された。¹⁷⁾ 同司令において旧日本政府有財産は以下のように規定される。

琉球列島内にある日本政府国有財産は講和条約の締結せらるる時までもしくは日米両国間の戦争状態終止の時までは引き続き日本政府の所有として存続する。現在米国は国際法上の占領国である。占領国の権利の中には前政府の国有財産又は都市以外の占領地域の政府所有財産などを無償で占有したり使用したりする権利がある。それで民政副長官は日本政府または米国政府が要求せる通り都市以外の琉球人行政機関に所属していた公共財産を占有し尚米国政府代行機関に適当に此種財産を割当て占有せしめる。講和条約の締結がなり又日米両国間の戦争状態が終了したら右の条約または戦争状態の締結契約書に依り認められた範囲内では米国政府の名の下に此種財産を獲得するために適当なる行動をとる。然る後副長官はかかる財産を割当先の代行機関に解放して永久に所有させる。〔下線部は筆者によるもので、一九五二年四月に改訂される部分を示す。¹⁸⁾

また、市町村有財産については既に市町村に返還されたと注一三で述べた。さらに、個人の所有財産については以下の通り記載されている。

民政副長官は、合衆国政府が永久的に必要なとするその他の財産もしくは施設を、所有者が琉球人たると日本人たるとまたはその国籍の如何を問わず購入によりまたは収用して、その所有権を獲得する。この種財産はできるだけ談合による購入によつて獲得するものとする。しかし、適当な条件で購入できない場合は所有者が商議することを拒んだ場合は、収用手続きをとる。¹⁹⁾

これは私有財産についても、軍政上必要であれば購入を通して収用対象となり、また強制収用も可能であることを示している。

3-2 講和条約締結と土地接收の開始（一九五二—四年）

一九五二年三月一三日にはUSCARは指令第四号「日本国有林」を發布し、USCAR財産管理課からUSCAR食糧天然資源部林野課長に旧日本国有林の管理権限が委任され、森林資源の育成が任された。²⁰⁾これは立木などの森林財産を群馬政府に代わりUSCARが管理するために交付された。

一九五二年四月二八日にはサンフランシスコ講和条約が批准され、米国の南西諸島での権限が設定された。条約批准後の同月三〇日、極東軍司令部から琉球軍司令官宛の極東軍司令部指令⁽²¹⁾に伴い、USCARが北緯二九度以南の琉球列島行政を引き継ぎ、「軍事的必要の許す範囲において、住民の経済的および社会的福祉の増進を計るため」⁽²²⁾にその役割を負うと記された。一九五〇年一月五日の極東軍指令において記載された前述の日本政府有財産に関する部分は、一九五二年四月三〇日の琉球軍司令官宛の極東軍指令において変更される。変更箇所は具体的には前述の引用のうち下線部のすべてである（それで民政副長官は日本政府）。すなわち、

それで民政副長官は、米国政府が必要とする日本政府または市町村以外の琉球人行政機関に所属していた公共財産を占有する。かかる財産は無償で使用される。民政副長官は、適当な米国政府の代行機関にこの種財産を割当て、占有せしめる。⁽²³⁾

また、個人の所有物に関する該当箇所には一九五二年一月二月指令においても変更がない。

サンフランシスコ講和条約により無条件降伏した日本政府の旧所有財産は賠償責任がなくなり、また割当権限を根拠としてUSCARは無償で使用することが可能になった。「日本政府または市町村以外の琉球人行政機関に所属していた公共財産」⁽²⁴⁾を一方で占有しつつも、市町村 (municipalities)

および個人の土地使用は、究極的には強制収用できる規定がありつつも、まずは交渉するという方針だったことが分かる。

講和条約締結以後、土地所有者から補償を求める声が上がったため、既に接收した軍用地を引き続き使用したいUSCARは、布令第九号「軍用地の契約権について」（一九五二年一月）を交付するが、契約期間が長く年間賃料も低かったため、契約するものはほとんどいなかった。⁽²⁵⁾そこでUSCARは一九五三年三月、布令第一〇九号「土地収用令」を交付した。この布令は、土地の権利取得に関して地主との協議がまとまらないことが明らかになった時は、沖縄管区工兵隊長はUSCAR副長官の認可を得て、収用予定の土地の評定価格および適正補償と認められる金額と、取得すべき権利内容を明記した土地収用告知書を地主に提示し、三〇日後には強制的に権利を取得することを定めた。三〇日以内に地主は、文書でUSCAR副長官に請願することができたが、請願に対しては適正価格と適正補償に関する争点だけが決定されるものであり、USCARの収用宣言を発する権利を阻害するものではなかった。⁽²⁶⁾一九五三年一月、USCARは布告第二六号「軍用地域内における不動産に使用に対する補償」を交付し、土地所有者との契約の有無にかかわらず、これまで収用した軍用地の使用および占有に対する米国の権利を「黙契 (implied lease)」として確認し、米国に賃借権を与えた。⁽²⁷⁾布令一〇九号を根拠として、真和志村安謝銘苅（一九五三年四月）、小禄村具志（一九五三年一月）、伊江島真謝（一九五五年三月）、宜野湾村伊佐浜（一九五五年七月）での強制的な土地収用が行われた。⁽²⁸⁾

一九五四年三月にUSCARは、軍用地料を一括して支払うことを発表し、軍用地四万五千エーカー（二万八二〇ヘクタール）を買い上げ、土地を失った住民を八重山に移住させるという陸軍省の計画を発表した。これに対し、立法院は軍用地問題解決のための四原則を決議し、同時に行政府、立法院、市町村町会、土地連合会の四団体からなる四者協議会が結成され、軍用地問題についてUSCARと交渉することになった。⁽²⁹⁾ 一九五五年には布令一〇九号が一部改正され、USCARは土地収用の予備工作としての調査または測量が強行できるようになった。⁽³⁰⁾

3-3 北部国有林野地域と周辺村有・私有地における米軍訓練の開始（一九五五年）

記録に残っているうち最も初期に行われた米軍の短期的訓練は、北部訓練場の公式成立以前の一九五五年一月付でUSCARが琉球政府行政主席宛に通知した、同年四月四日から二四日にかけて計画したものである。⁽³¹⁾ 地理的詳細は明らかになっていないが、USCARは訓練計画については各村長に知らせると琉球政府に報告した。同年二月二日、USCARは琉球政府への通知で、訓練は主に国頭村でまた局部的に大宜味村と東村でも行われると報告した。⁽³²⁾ 右に既に述べたように、旧日本政府有・沖縄県有林野以外の市町村有財産は、USCARの管理対象とならず、使用に際しまずは交渉しなければならなかった。そのためUSCARは土地所有者と村当局に対し私有地と村有地の使用許可を取得している最中であると述べ、また訓練に使用する大部分の土地（国有林野）は琉球財産課の管

理下にあると琉球政府に報告した。またUSCARは訓練参加兵に以下のことを教育するとした。

- 1) 立木伐採を控えること
- 2) 耕作地、村集落、家屋とその周辺には立ち入らないこと
- 3) 女性と子供を動揺 (disturb) させないこと
- 4) ネイティブの神聖な場所には近づかないこと
- 5) ゴミやレーションの缶などを持ち帰ること
- 6) 塹壕と屋外トイレを埋め直すこと
- 7) 軍によって生じた被害に対する、個人土地所有者のいかなる要求も受け入れること
- 8) 認可された通貨である「B」円のみを使用すること⁽³³⁾

また、現場には各村の役人が訓練中立ち会うことになった。本通知ではまた「当該地域では如何なる火器も使用されません (実弾演習はなされません)」「琉球政府にも当該地の立ち入り許可を得るために御協力下されば幸いです⁽³⁴⁾」と記された。

また一九五五年一月一日付でUSCARは、同年二月五日から三〇日の期間で同様の短期的訓練を同各村で行うことを、琉球政府行政主席宛に通告した。訓練計画の詳細については各村長にU

S C A R 側の代表が通知し、参加兵には以下のことを教育するとした。

- 1) そこに存在するいかなる所有物の破壊も控えること
- 2) 耕作地には立ち入らないこと
- 3) 村集落には立ち入らず、地域住民の邪魔をしないこと
- 4) 火災による所有物の破壊を控えること
- 5) 実弾を使用した訓練を禁止すること⁽³⁶⁾

この時期の同村域での訓練は、主として国有林野内で行われた。村有および私有地の強制接収は明らかではないが、使用許可申請によって訓練が実施されてきたことが、以上の通告文から確かめられる⁽³⁶⁾。

4 沖繩本島中北部米軍基地建設計画から北部訓練場の成立へ——一九五五—八年

4—1 プライス勸告からUSCAR布令第一六四号まで（一九五五—七年）

一九五五年七月、米下院軍事委員会は、メルヴィン・プライス議員を委員長とする特別分科委員会

を任命して世界各地における米軍基地を調査することを命じ、これにもとづいて沖縄に派遣されたブライス調査団が、地代の一括払いという名目で土地の永久接収を強制するという報告が、翌年六月に発表された「ブライス勧告」であった。勧告における海兵隊の土地接収計画部分を抜き出すと、以下のように記されている。一九四五年に米国軍隊は、軍事施設として約四万五千エーカーの土地を収用したが、ブライス勧告発表時にはそのうち五千エーカーが返還され、約四万エーカーが接収されていた。これらは戦争行為として土地所有者に対する補償がなされず、あるいは熟考されずに手に入れられたものだった。また、その後サンフランシスコ講和条約で、日本が米国に対する戦争請求権のすべてを放棄したため、沖縄人が一九五二年四月二八日以前の土地使用に対して米国にその補償を強いることは法的根拠がなくなった⁽²⁷⁾。海兵隊は軍が所有している約四万エーカーのうち七千エーカーをすでに使用し、さらに追加一万二千エーカーで合計一万九千エーカーを必要とし、沖縄本島北部において演習目的のために広大な土地を利用する予定である。また、北部の土地は大部分が旧日本政府有地であるため土地使用料を支払う必要はなく、また使用のために住民を移住させる必要もない。しかし海兵隊が要求している一万二千エーカーのうち、約三千エーカーもまた農耕可能地域である。住民を移住させたとしても、土地に対して支払われることになっていた地価額六パーセントの補償では住民が経済的に困窮していくため、これが民事問題を引き起こす可能性がある、と記された⁽²⁸⁾。

特に国頭村と東村における国有林野地域の接収計画は、林業で生計を立てている多くの人々の生活

の打撃なると見られ、ゆえに計画は同村の人々の生活へ深刻な影響を与えることが、一九五五年に沖繩を訪問したプライス調査団に対する、琉球政府の報告で述べられている。国頭村では村人口の五四パーセント（戸数一七七、人口六三〇）に影響を与え、かつ山林総面積の三六パーセントが接収予定に、東村では土地総面積の五四パーセントが新規接収予定面積になっていた。⁽³⁹⁾ その中でも東村では「新規接収予定を受けた地域（官有林）に近接する関係部落、高江、宮城、川田の戸数二四二戸、人口一三三四人は森林管理からの収入に依存して」⁽⁴⁰⁾ おり、「この地域が事実接収された場合、当該地域近接部落住民は即座に職を失い、収入の途は完全に絶え、結局、移住しなければ生活できない」⁽⁴¹⁾ 状況に追い込まれると指摘された。他方で国頭村では、接収予定地に近接した楚州、安田、安波の集落において二九五戸、一六〇七人の村民が影響を受けることになっており、その場合森林収入が減少し、部落の総収入の二八%が減少することが予測された。⁽⁴²⁾

一九五七年二月二三日にUSCARは、USCAR布令第一六四号「米国合衆国土地収用計画」を交付し、米国が取得する権利を次の三つに分類した。⁽⁴³⁾

- (一) 限定的土地保有権 (determinable estate) : その土地の名義 (title) と所有権 (ownership) がその権利を取得した土地所有者に付与されたまま残る土地所有権であって、それは合衆国がもはやその土地を必要としないものと決定し、当該土地所有者にその放棄を通告するまで存続する。

この土地保有権は、その存続中、当該土地の地上地下および地表の完全な排他的使用および享受をなしうる権利とする。(…) 地料は価格相当額を一括払いする。

(11) 定期賃借権 (leasehold) : 五年を超えない特定期間中、関係土地の上空、地下および地上財産の完全且つ排他的使用、占有および享有を含む権利で、特定期間毎に賃借料を払う。(…)

(11) 地役権 (easement) : 一括払いにより米国が特定の又は限定された目的のため他人の土地を使用し、当該土地において特定行為をなし、土地および地上財産に対する所有者自身の行為を制限する権利を取得するものを言う。⁽⁴⁾

同布令は、「限定付土地保有権」という権利を設定し、地価相当額の一括払いを実施した。

一九五七年五月には、既にUSCARが保有していた那覇軍港地域約二五万坪(八二・六ヘクタール)と具志川・仲里両村の七万七千坪(二五・五ヘクタール)に対し、六月には読谷、恩納、金武、具志川、勝連、与那城、宜野湾、知念、東風平、具志頭など二二村の三五万七〇〇坪(一一八・二ヘクタール)、またコザ市と美里村の一八五万坪(六一・二ヘクタール)に対して、限定土地保有権の取得告知書が発された。七月には名護町、久志村にまたがる一七一万坪(五六五・三ヘクタール)に対して定期賃借権の取得告知がなされた。⁽⁴⁾

その後一九五八年三月までに同布令により三〇七万坪(一〇一・五ヘクタール)が新規接收さ

れ⁽⁴⁶⁾ 七六六万坪の既に接収された土地が限定付土地保有権に切り替えられた。そのうち二〇二万坪（六六七・八ヘクタール）に対しては一括払いが実施され、一九五八年一月末までに一二五五万ドルの支払いがなされた。⁽⁴⁷⁾

4-2 高等弁務官制の導入と割当US-二八八による北部訓練場の成立（一九五七年）

一九五七年六月五日、軍の最高司令官権限に基づく大統領の行政命令第一〇七一三号により、琉球列島は極東軍司令官の指揮下から国防長官の直轄下に入り、USCARの長として高等弁務官 (High Commissioner) が設置された。⁽⁴⁸⁾ 北部訓練場が恒久基地として成立したのは、一九五七年一月二五日の割当US-二二八 (Allocation NR. US-228) 「日本政府所有財産の割当」の施行をもってである（論末に資料一として添付。（アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51））。同割当は、一九五二年四月三日の極東軍指令により既に割当権限を有していたUSCARが、旧日本政府有財産のうち国頭村と東村に位置する二万一四五〇エーカー（八六八〇・五一ヘクタール）を、在琉米軍へ割り当てる形で行われた。USCAR琉球財産管理官リチャード・ローズ (Richard Rose) により一〇月二五日付で署名がなされ、一月一日に、在琉米陸軍工兵局不動産部ジョン・W・レーン (John W. Lane) による承認署名が完了した。これによりUSCARから在琉米軍への同訓練場の占有的割当が行われた。ここに在琉米軍の同訓練場の恒久的占有が成立した。

また資料一の別紙Bには、土地使用の四条項について記載されている。具体的な内容は、(一)既存の道路を拡張したり使用したり、新たなアクセスのための経路を建設する目的のために森林地域を開拓すること、(二)安全のための必要性として／あるいは特定の訓練形式により、短期的に地域住民の当該地域使用を禁止せねばならないということ、(三)実弾射撃は区域内で行われなければならないに実弾演習 (live firing) が求められる場合は、USCARの事前承認が得られなければならないこと、そして(四)森林財産 (forestry property) は未だに日本政府と見なされるため、立木の破壊は、一時的なキャンプ場建設のための最小限の立木伐採や、訓練に絶対的に必要な行為であるところの他の立木伐採を除いては、これを認めないこと、が明記されている。⁵⁰⁾しかしUSCARへの事前承認が認められると、これら条項は事実上適用されず米軍の意向に限りなく沿うような構造であることが分かるだろう。森林資源を保護する旨はプライス調査団の報告が一定の影響を与えている。直前の同年一〇月七日、USCAR土地局から在琉米陸軍工兵局宛の書簡でこう記されている。それは「プライス調査団が驚いたのは、沖繩全体を通して、私的所有されていない薪材収集のための森林地域が、村人にとって経済的に重要であるということだ。そのためこれまでの軍事大演習やそのほかの活動が、村人による土地使用を妨げ、その際に村民の森林使用が奪われてきたようである。(…)ゆえに調査団は、軍局に村人の伝統的な森林使用を最大限確保するように保証するように要請する」という勧告であり、結果的に本条項の形成に影響を与えている。⁵⁰⁾少なくともUSCARは海兵隊土地接收計画に

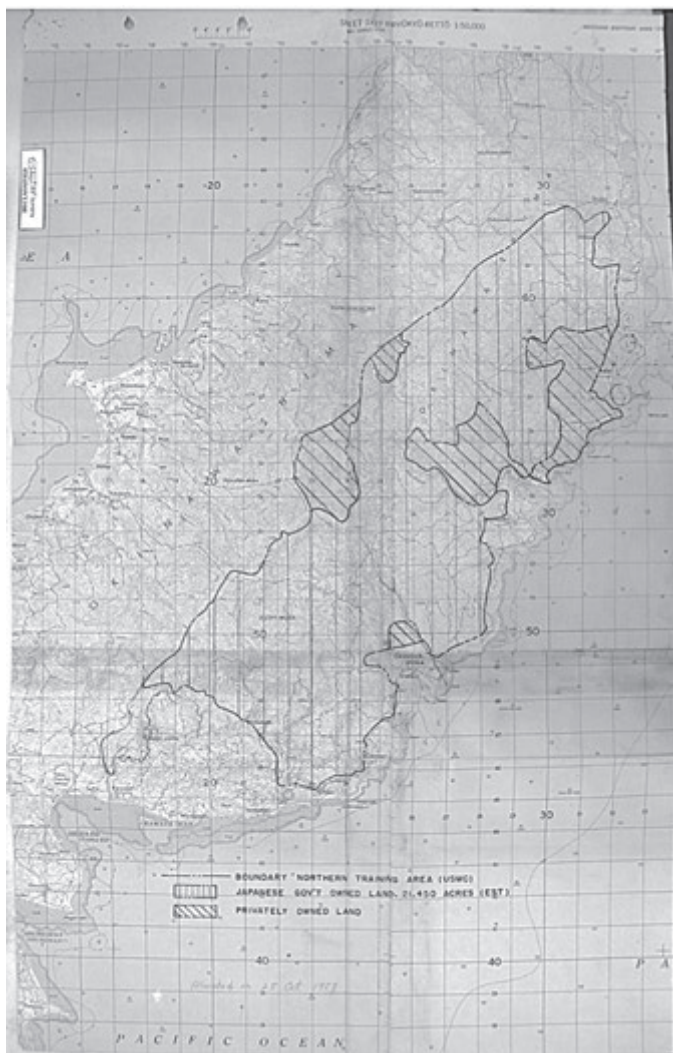
際して、プライス勧告の要請は、建前であったとしても文中には組み込んでいたことが分かる。⁶³⁾

資料一の別紙A（図一）の地図では、具体的な接収地域が図示されている。赤い縦線で覆われた地域が旧日本政府有地であり、黒い斜線で覆われた地域が民有地である。⁶⁴⁾ 割当US—二二八が適用される部分は、赤い斜線の部分である。また民有地は、国頭村安田集落の西側、同村安波集落の西側（後の安波訓練場地域）、東村高江の北側、そしてフェンチヂ岳周辺と与那覇岳周辺の国頭村側の山地地帯であることが分かる。これに対して琉球政府行政府（当重剛行政主席）は、翌年一九五八年五月一二日付で、高等弁務官宛に（一）国頭村と東村における旧日本政府および旧沖縄県有地が米国の占有地（Reservation）⁶⁵⁾に編入されるとあるが、いつ組み込まれるのか、（二）琉球政府に、編入される市町村有地、所有権（政府有か県有か）、土地区分を知らせること、（三）法および制度、そしてもし存在するならば、琉球財産管理課において、日本政府および沖縄県有財産が軍用地に編入される過程においてできた特定の条項があれば教示せよ、という書簡を送付している。⁶⁶⁾

4—3 北部訓練場の第三海兵師団による使用条項の確認（一九五八年）

その後一九五八年六月一日、高等弁務官は琉球政府行政主席宛の書簡で、北部訓練場は一九五七年一〇月二五日にUSCAR財産課から米海兵隊に割り当てたと述べた。本割当は、旧日本政府有財産の米国占有地へのはじめての編入であり、これにより占有権（ownership）が移讓（transfer）す

図一 北部訓練場接収区域と土地の内訳 (7570049-51)



391 米施政権下における北部訓練場の軍事的土地利用はいかになされたか

れたことを伝えている。⁵⁵⁾この権利の移転は、極東軍指令の該当箇所、すなわち「それで民政副長官は、米国政府が必要とする日本政府または市町村以外の琉球人行政機関に所属していた公共財産を占有する。かかる財産は無償で使用される。民政副長官は、適当な米国政府の代行機関にこの種財産を割当て、占有せしめる」⁵⁶⁾を根拠としている。これは遑れば、土地問題が問題化した市町村有地や民有地の接収とは対照的に、国有地や旧沖縄県有地は無償で占有したり使用したりすることが国際法上認められるところからUSCARが直接管理することになったものである。ゆえにその根源は、米軍が占領と同時に発布したニミッツ布告によるものであったのだ。⁵⁷⁾

同年十一月に、サンフランシスコの第三海兵師団司令部 (Major Bots) から北部訓練場の使用について、USCARに問い合わせが来ていた(三日)⁵⁸⁾。それは同訓練場に関する条項に照らして、海兵隊が訓練時に何を許可されているのかを明確にせよという要請だった。USCAR法務局の第三海兵師団への返答(一〇日)では、既に前年十月十七日の会合で、海兵隊、在琉米陸軍工兵局(USAEDO)、USCARの代表が参集し、公式な割当前に条項について相互に了解していることが伝えられた。また、訓練を許可する理由が条項に照らして見つからない場合、海兵隊は法務局宛に詳細な計画を書面で送付し勧告を受けることが要請された。⁵⁹⁾つまり、旧日本政府有地の森林地域において訓練をする場合、割当一二二八の条項を守りつつ、かつ条項の規制事項に照らし合わせても海兵隊の訓練計画の合法性が適切に位置づけられない場合は、USCARへ訓練計画の法的地位の確認をする

ような仕組みが出来上がっていった。しかしそれは訓練そのものを禁止する法ではなかった。

こうしてフェンスによって基地内部と外部が境界付けられない海兵隊北部訓練場が成立した。つまり軍事訓練地が、村人が生活のために使用する森林に出現したということであり、軍政領域と民政領域が地理的に事実上混在することを意味した。

一九五八年七月七日、「島ぐるみ闘争」以後の土地問題が米国側と沖縄側の「共同声明」により収束を見た。政治・経済的な運動として展開した土地問題は、米国側の「経済的」解決という枠組みに収束していく。他方、新たな軍用地政策の作成に当たって、沖縄側と事前に協議するとの譲歩を琉球政府側は引き出した。一九五九年一月にUSCARは、高等弁務官布令第一八号「暫定借地権の取得」と布令第一九号「琉球列島米国土地裁判所」を發布するとともに、二月二日には高等弁務官布令第二〇号「賃借権の取得」を交付した。布令第一六四号により獲得された(一)限定的土地保有権が、布令第一八号により(二)定期賃借権に一度まとめられ、さらにそれが布令第二〇号により以下の二つのいずれかの権利に切り替えられることになる。USCARが布令第二〇号で取得した権利は、①不定期賃借権 (indefinite leasehold) と②五カ年賃借権 (five-year leasehold) の二種類だった。前者は、不定期間、すなわち一定間隔の期日ごとに支払われる借賃の対価として、いかなる期間の制限も加えずに合衆国が使用を欲する期間、土地の上空、地下および地上ならびに当該土地の地上物件の完全かつ独占的な使用、占有および共有におよぶ権利を指す。後者は賃貸借期間が五カ年間であるこ

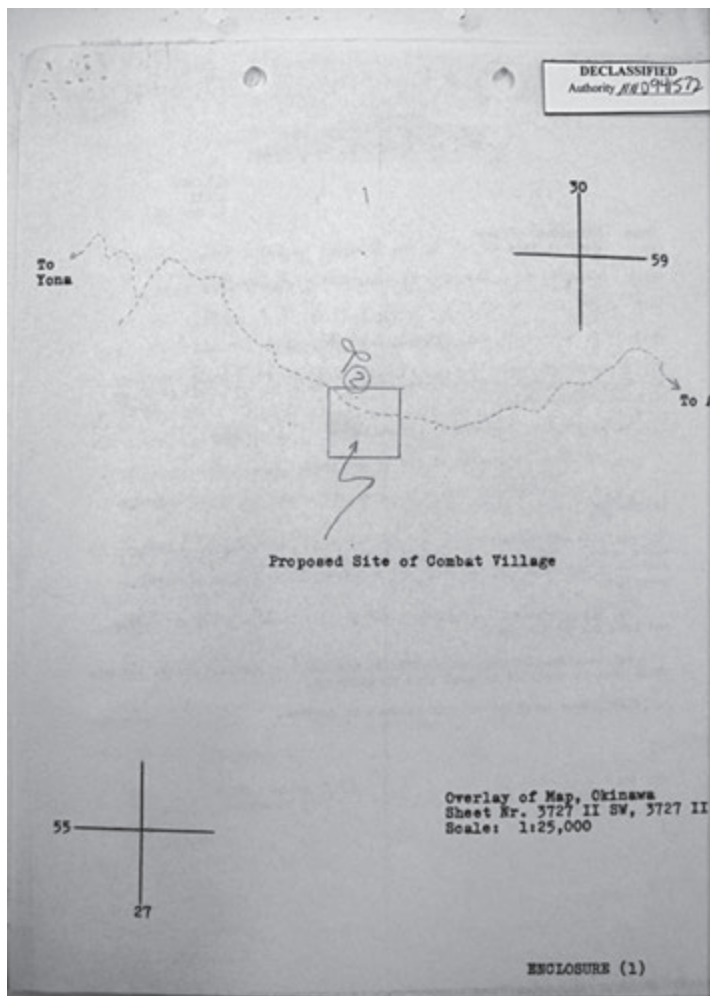
と以外は、前者とまったく同一内容の権利であった。また契約方式は、①個々の地主と琉球政府は賃貸借契約を結び、②それを一括して琉球政府が米側へ転貸するという間接契約方式をとることになった。通常の場合、軍用地の取得は琉球政府が地主と折衝によって取得するものとされた。一方、米軍による強制収用は、琉球政府と関係地主との折衝が不成功に終わった後でなければ発動できない。しかし、立ち入りまたは占有する権利をただちに与えるよう命令する緊急の必要がある場合において時間的余裕がない場合には、折衝を行わずに強制収用ができるとされた。⁽⁶⁾

5 特別演習区域およびゲリラ戦闘訓練場の成立——一九六二年以後

5-1 ゲリラ戦闘訓練用での「ヴェトナム村」の設置（一九六二—四年）

北部訓練場の海兵隊への正式割当後、一九六〇年に南ヴェトナムで解放戦線が組織されると、米国の介入が本格化する。訓練場内部でも、一九六二年頃からヴェトナム戦争のための訓練が本格化する。特に第三海兵師団はヴェトナム戦争に大きく介入していく部隊であり、同訓練場での本格的なゲリラ訓練が必要になってきた。海兵隊司令部は一九六二年五月一五日付で、国頭村の東西をつなぐ政府道二号線沿いに「三五棟程度の掘っ立て小屋からなるネイティヴ・スタイルの村」を建設するために、同地域の森林を伐採し、その伐採木材で小屋を立てる計画をUSCARに提出している（図二）⁽⁶⁾。こ

図二 1962年ゲリラ戦闘訓練用村の計画図 (7570049-51)



れに対しUSCAR経済局は、琉球政府農林局林務課と測定したところ、約五六ヘクタールの森林地域が計測され、部分的に三六および三七林班の一部に含まれることが明らかになったが、米軍へ許可の勧告を与えた⁽⁶²⁾(同年五月二一日)。一九六四年には、海兵隊が訓練に地元住民を「ヴェトコン」として動員したという記録がある⁽⁶³⁾。また米軍は同年に行った訓練で、心理作戦の訓練において住民を「反体制分子」とみなしつつも、それを住民には知らせずに訓練を計画していたこともあった⁽⁶⁴⁾。また同年八月一日に第四代高等弁務官に就任したアルバート・ワトソン二世 (Albert Watson II) は、北部訓練場における対ゲリラ戦闘訓練用の村を視察している⁽⁶⁵⁾。

5-2 北部訓練場南側の海兵隊特別演習区域の成立(一九六二年)

ゲリラ訓練のための土地使用に関してより重要な出来事は、一九六二年九月一三日付で北部訓練場内部の南側に特別演習地域が成立し、二九七三・二八ヘクタールの造林・伐採が禁止となったことだった(安波、高江、宮城官有林一〇〜一二、一八〜一九林班)⁽⁶⁶⁾。当該領域は、国頭村安波集落の西側と東村高江区の北側を含んでいた。これにより、海兵隊は同訓練場南部地域において排他的な対ゲリラ演習訓練を行うことになり、周辺住民の林野と土地利用を排除しつつ周辺の自然環境をそのまま訓練に使用することになった(図三)。この訓練の一環として、訓練場内部に点在するヘリパッドを併用した、上空でのゲリラ戦闘訓練が行われることになる。同年には、新兵教育用の訓練映像も撮影された。こ

図三 海兵隊特別演習地域の図(南側のピンクで囲まれた地域)(7570049-51)



の訓練映像では、小隊によるヴェトコン兵を制圧する方法や、ジャングル内部で小隊を組み、耳を澄ませながらボデイ・ランゲージを用いて獣道を前進する方法、広場で円陣を組んでうつ伏せて簡易の拠点を作る方法、ヘリコプターで切り立った江の方向から進入し、ホバリング状態で地上に降り立つ方法などが紹介されている。⁽⁶⁷⁾これらは全体として、水陸両用訓練を強く意識した訓練内容となっている。

ヘリを組み合わせた対ゲリラ演習の映像を具体的にしてみると、国頭村西海岸の奥間集落周辺から東方向にヘリを飛ばし、高江―新川集落の北方を飛びながら東海岸の海上まで出て、その後南向きに集落を時計回りに囲むようにして旋回し、最終的には新川崎を回り込み集落上空を北側に飛行して、現在の高江区土地改良区付近に着陸する訓練演習が計画されていたことが分かる。⁽⁶⁸⁾翌年一九六三年一月二日には、北部訓練場の東側に位置し、海岸に接している安波訓練場の使用が開始され、ゲリラ戦闘訓練が当該地域で本格化することになる。⁽⁶⁹⁾

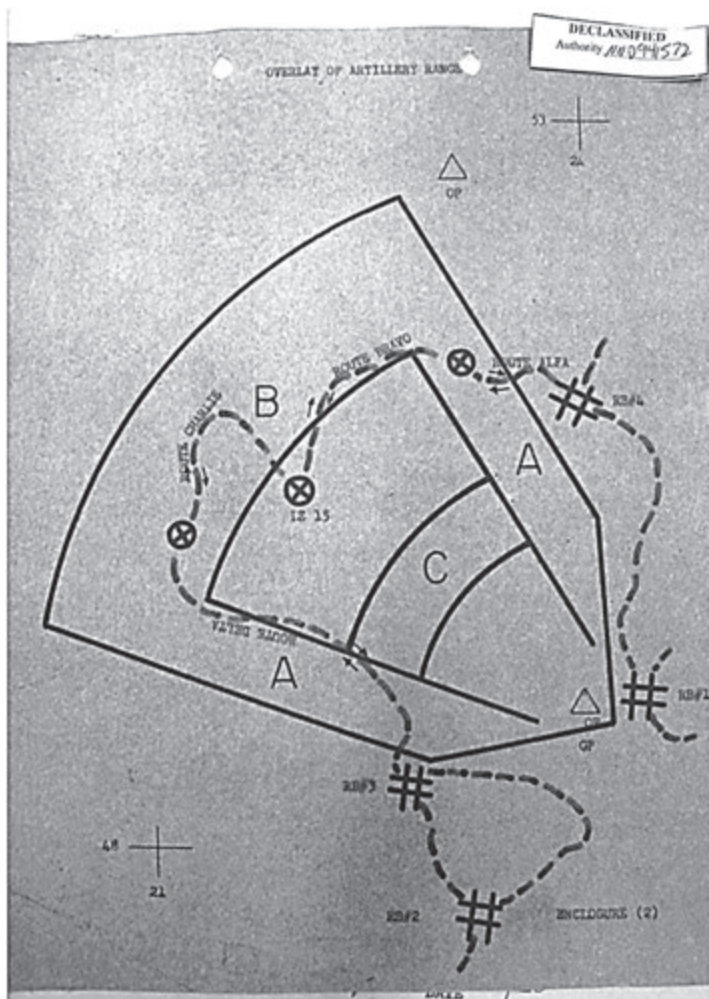
5―3 特別演習区域での実弾演習場の設置と実弾演習計画（一九六五―六年）

一九六五年には、海兵隊特別区域およびその周辺接続地約二九五・一六ヘクタール（六〇九、一三、一五林班）を含む、九四七・六三ヘクタールが、実弾演習場の設定を受けて立木伐採禁止地域となった。⁽⁷⁰⁾これにより実弾演習場内部で実弾訓練が行われるようになる。また周辺地域で立木を伐

採して生活していた住民にとつては益々厳しい規制となった。一九六六年一月一〇日、USCARは琉球政府に「北部訓練場における実弾射撃演習場 (Firing Range) の設置」を報告した。内容は、一九六六年一月一八日か一九日に既に演習場となっている同訓練場内部の実弾射撃および着弾地地域において、継続的な実弾演習が可能かどうか判断するための、一〇五ミリメートル榴弾砲実弾テスト演習を行うというものだった。⁽²³⁾ 計画には第九海兵隊水陸両用隊 (9th Marine Amphibious Brigade) が動員された。この実弾射撃演習場そのものは上記の林班地域内部に設置され、およそ二千エーカー (八〇九ヘクタール) で (図四)、USCARは実弾砲撃テスト演習を一九六六年度に許可した。⁽²⁴⁾ 予定通り隊は一月月十八日に実弾テスト演習を行い、非常に良い訓練が遂行できたとUSCARへ報告し、また海兵隊はテスト演習に伴いヴェトナムから帰還した砲兵中隊員が、周辺環境と植生がヴェトナムとよく似ていると言及しているとUSCARへ報告した。⁽²⁴⁾

同年一月七日付の在琉米軍内部の資料では、同訓練場内で少なくとも四半期毎の砲撃訓練を検討する計画がUSCARに提出されている。具体的には政府道一三号線 (現在の県道七〇号線) の近くから、北西の伊湯岳に向けて最長七千フィート (二・一三キロメートル) の実弾を発射する計画であった (図四)。また演習内容を見ると、演習中に一三号線を通過する人間に対しては、見張りの兵隊が乗り物から降りずに走り続けまた着弾地に入らないように指導することになっている。シャープ (#) 記号は連絡を取り合う役割の軍人の配置を示し、通過する車両を逐一報告するように義務づけられた。⁽²⁵⁾

図四 実弾演習場設置計画図 (7570049-51)



一九六六年当時、USCARは事前許可制に基づき「有限の森林資源を保護するためには、北部訓練場における実弾演習に対しては制限を継続するのが望ましい」と第三海兵師団に勧告したが、ヴェトナム戦争遂行のための「訓練が必須⁷⁶⁾」であるという理由で、勧告は無視されて訓練は行われた。

6 北部訓練場と周辺地域をめぐる施政権後期と施政権返還後——一九七〇年—二年

6-1 北部訓練場北側の実弾演習場建設とその帰結としての伊部岳闘争（一九七〇—一年）

一九七〇年七月には、海兵隊が約一年後に北部訓練場での実弾演習を計画しているため、新たな実弾演習支援基地と観察場を建設したことをUSCAR法務局に報告した。⁷⁷⁾ 第三海兵師団は、実弾演習場確保のために行った立木の爆破については現状問題なく、当該地域の村民は海兵隊がヘリパッドを建設することについて知らされているから、問題なく特別な反対もないと同法務局に報告した。⁷⁸⁾ 同法務局から海兵隊への勧告は、既存の実弾演習場と着弾地の場所について決定し、新たな森林地域を訓練場として確保する場合、海上砲撃標的などの森林を破壊しない標的を作るという可能性を排除しないこと、というものだった。それは、六〇年代より琉球政府や日本政府援助により組織的に展開する同地域での林業開発を考慮にいれるべきであることを示していた。

同年一二月、第三海兵師団はUSCAR宛に、北部訓練場での実弾演習のさらなる使用の実現可能

性を探るため、新たな演習場で限定実弾砲撃演習を行うことを報告した。この実弾訓練中は、近隣の政府道二号線も海兵隊管理下に置くと規定された。⁽⁸⁾ 砲撃発射地の建設場所は二号線から北の方角の山頂であった。実弾訓練は一九七〇年一月一五日から翌年二月一五日の間に行われる計画となった。この訓練は、国頭村安田区の西の方から、安田集落の北部にある楚洲集落を直線上に据えた実弾砲撃演習計画で、かつ安田区民が生活の糧を得ていた伊部岳を着弾地を含むものだったため(図五)、その後激しい直接行動が組織される。

伊部岳闘争直前の一九七〇年一月三〇日、USCAR顧問のロバート・T・ジェンセンは同法務局宛に、沖繩では現在訓練に対しての反対の声が上がっており、また反米感情が強いので「これに対する唯一の解決策は、完全に適切な不動産を購入し、可能ならばそれは島が良く、住民を排除すること」⁽⁸⁾が必要であると提言している。そしてその候補地は西表島が良いし、労働力は台湾から移動させることができる」と述べている。同月大晦日に組織された安田と楚洲集落民および国頭村民による直接行動は、闘争動員過程において左派復帰運動団体や右派青年がこれに参加し、さらには戦後初めて選出された沖縄県選出国會議員や国際自然保護団体からも演習中止の声が上がり、演習は中止に追い込まれた(国頭村伊部岳闘争)⁽⁸⁾。USCARは、海兵隊の実弾演習場周辺地域が自然保護区と営林区域だという理由で実弾砲撃演習に反対したが、海兵隊が実弾砲撃訓練を強行したため結果的に村民との直接対立に帰結した。闘争による訓練中止後、USCARは第三海兵師団と北部訓練場の統治方針

図五 伊部岳付近に着弾地とした実弾演習訓練計画図 (7565938)



について調査を開始した。一九七一年一月二八日付のUSCARの報告書では、琉球政府と地元住民らによる実弾砲撃演習反対の諸主張の妥当性について調査した結果が記されている。USCARは実弾射撃演習が実行された場合に伴う鳥獣保護区域（特に伊部岳鳥獣保護区）への打撃や、林業経営地の損失可能性という琉球政府や地元住民らの主張は適切であるとした。その上で、妥当な選択として（一）六ヶ月のモラトリアムを設けて、もう一つの訓練実現可能性のための調査を遂行し、（二）使用が論議を呼ぶものであると認識しつつも、空砲演習のみ行うという路線を第三海兵師団に勧告した。海兵隊側もこれに同意し、その後同年三月に海兵隊は、いかなる実弾射撃も行わないが空砲射撃演習の可能性は保持し、またヘリの使用も含めた訓練も今後行うと公表した。⁽⁸³⁾

伊部岳闘争以後の同年七月には、第三海兵師団により沖大東島で実弾射撃訓練を行う計画が立てられた。⁽⁸³⁾ また同月には許可訓練場（これについては次節で述べる）の一つであった東村川田に存在した川田訓練場での演習によりパイン畑が荒らされたり、⁽⁸⁴⁾ 国頭村での植林が無断で二〇〇本海兵隊により切り落とされたりする事件が発生し、⁽⁸⁵⁾ 地元紙を通じても問題視されていた。表一は、一九七一年一〇月現在の北部訓練場周辺の官有林野内軍用地面積を表している。⁽⁸⁶⁾ 官有林内の北部演習場は表一の「海兵隊北部演習地」の列に示されている計八四八・四ヘクタールである。施政権返還後、この地域は引き続き北部訓練場として使用されることになるが、その内訳は国有林野七九二・二ヘクタール（三〇四六林班）、勅令貸付国有林三五一ヘクタール（四七、六三林班）、県有林四三三・五ヘクタールの計

八六九八ヘクタールであつた。⁽⁸⁷⁾

6-2 領域外訓練用地の取得と周辺村の使用拒否および許可（一九七一年）

海兵隊による周辺地域住民生活の圧迫は明確に住民の不満を蓄積させた。結果として、七二年度米国予算年度の米軍許可訓練場 (permit training area) は、北部訓練場に隣接する川田訓練場の更新が東村の反対で不可能となり、同訓練場隣接地域は安波訓練場のみが残存することになる。⁽⁸⁸⁾ 以下詳しく見ていこう。許可訓練場とは、四―三で述べた一九五八年七月の琉米共同声明に伴う土地会議により、米軍が軍用地施設と領域外で必要な訓練場取得を、USCARが代表となつて行うという合意により成立した訓練場である。許可訓練場は一二月を基準としてUSCARと市町村長間の契約により当該地域（市町村有および私有地）の使用が成立するものである。⁽⁸⁹⁾ 一九七一年一〇月現在、USCARは七カ所の許可訓練場を保持していた（国頭村安波、東村川田、名護市瀬嵩一、瀬嵩二、名護市久志、金武村屋嘉二、勝連村浮原島）。これらはUSCARが管理する旧日本政府および旧沖縄県有地であつたため占領された軍用地への、海兵隊の進入訓練道として使用された。海兵隊は七二年米予算年度のために、これら演習場の向こう七年間の許可延長を求めていたが、同月現在そのうち三つに關しては各村長から訓練使用許可が下り（屋嘉二「五〇三エーカー」二〇三・六ヘクタール」、浮原島「七七エーカー」三一・二ヘクタール」、久志「二一・九二エーカー」八・八ヘクタール」、瀬嵩二は海

兵隊が許可申請を取り下げた。他の三つに関しては、川田と瀬嵩一は村と区により更新を拒否、安波に関しては、村は拒否しているが交渉中だった。⁽⁹¹⁾一九七二年二月一日、安波訓練場の使用許可（公有地「一三〇〇エーカー＝五二六ヘクタール」）が国頭村から下り、結果として北部訓練場への隣接地域は安波訓練場のみが残存することとなった。⁽⁹²⁾これらの使用許可期間は安波訓練場のみ施政権返還日前日の一九七二年五月一日までで、その他は一九七二年六月三〇日までだった。各訓練場は、施政権返還後期日通りに返還されたが、安波訓練場の使用は継続することになる。⁽⁹³⁾

6-3 五・一五メモにおける北部訓練場の地位

施政権返還後の北部訓練場を含む上記訓練場の地位はどうなったのか。まず、安波訓練場、久志訓練場、屋嘉訓練場（屋嘉二）、浮原訓練場は、日米地位協定第二条第四項（b）に基づく、一時使用訓練場として法的に解釈されていく。⁽⁹⁴⁾他方、北部訓練場は同地位協定第二条第一項（a）により、日本政府が許可した恒久的軍事施設および区域となった。⁽⁹⁵⁾在沖米軍基地使用条件についての日米政府による合意事項を記した五・一五メモでは、北部訓練場の使用条件はどのように規定されているだろうか。⁽⁹⁶⁾

北部訓練場の使用目的は「訓練場」と規定され、陸上区域は約八六九一・四ヘクタール、空域は高度二〇〇〇フィート（六〇九・六メートル）までの全空域を、米軍が使用することが日本政府により

許可される。使用条件は五つあり、まとめると(一) 使用条件の検討に関する規定、(二) 実弾演習に関する規定、(三) 水源涵養林および自然動物保護に関する規定、(四) 自然保護区域に与える物理的变化に関する規定、(五) 水源涵養林の維持にかかわる職員の区域立ち入りに関する規定、が存在する。このうち(一) 使用条件の(b) 条項には以下のように定められている。

(b) 海兵隊師団およびその支援部隊に編成上割り当てられるすべての兵器の実弾射撃(Live Firing)は、本施設・区域内の指定射撃場内で認められる。日米両政府の要求を満たすように実弾砲兵射撃のための適当な弾着区域を設定するため共同調査が実施される。この弾着区域は返還後九ヶ月以内に特定する。この弾着区域が特定されるまで本施設・区域内の実弾砲兵射撃を行わない。水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲射撃は認められる。また、緊急の場合の信号目的のためおよび合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。⁽⁹⁾

これが示すのは、伊部岳闘争後に海兵隊が、空砲に限定した訓練を行うという宣言が、「すべての兵器の実弾射撃は、本施設・区域内の指定射撃場内で認められる」と変更され、事実上実弾射撃が許容されたということである。また「日米両政府の要求を満たすように実弾砲兵射撃のための適当な弾着

区域を設定するため共同調査が実施される」と明記された。これにより、施政権下でUSCARの許可制で行われることになっていた実弾砲撃演習は、日米地位協定下の使用協定においても可能性を残したままとなった。⁽⁸⁸⁾このようにして、北部訓練場の法的地位は、米軍法体系から日米地位協定体系へと接ぎ木されていくのであった。

結論と今後の課題

本論は、米施政権下沖繩の北部訓練場地域における土地使用やその条件の生起について、軍事基地の土地利用の法的小よび地理的観点から考察してきた。第一に、施政権下の土地をめぐる法過程について考察した。市町村有地や私有地は、一九五三年の布令第一〇九号「土地収用令」により本格的に接収されたことが「島ぐるみ闘争」の生起とその経済的妥協に帰結した。これと対照的に、旧日本政府および沖繩県有財産の占領は、米軍政府が占領直後に制定したニミッツ布告にその起源を持ち、群島政府に財産管理権として継承され、その後USCARが引き継ぐ形で保持することで展開した。一九五七年一〇月に正式にUSCARから在琉米軍への土地割当が成立し、翌年に第三海兵師団による使用が詳細に詰められることで恒久基地として設立した。第二に、一九六〇年代以降の北部訓練場内部の軍事的土地利用過程について論じた。ヴェトナム戦争を機に海兵隊は訓練場南側に特別演習区

域をつくり、林業育成も禁止し、周辺住民の森林資源利用を制限した。また訓練場内部に対ゲリラ戦闘訓練用の村や実弾演習場を設置し、テスト実弾演習も実行することとなった。第三に、一九七〇年海兵隊が北部訓練場北側に新たな実弾演習場を建設し、その後伊部岳闘争により演習が止められた後に、USCARが海兵隊と共にどのような対策を講じたのかを論じた。またこれが周辺の許可訓練場の許可申請に与えた影響と、施政権返還後の五・一五メモに与えた影響について考察した。伊部岳闘争の後に海兵隊司令官が公に述べた「実弾演習はしない」という言明は、施政権返還後の北部訓練場使用協定では「すべての兵器の実弾演習」が認められることとなり反故にされ、実弾を含む演習の可能性は施政権返還後も残存することになった。

まとめると、ニミッツ布告（一九四五年）↓旧日本政府・沖縄県有財産の群馬軍政府による割当権限取得（一九四八年）↓USCARの成立に伴う割当権限取得（五二年）↓土地収用令に伴う市町村有地や私有地の接収開始（五三年）↓北部林野地域の軍事演習使用の開始（五五年）↓プライス調査団報告の基地拡張計画による旧日本政府有地の割当に伴う北部訓練場の成立（五七年）↓第三海兵師団の北部訓練場使用条項の確定（五八年）↓北部訓練場南側の対ゲリラ演習専用訓練場設置と対ゲリラ訓練村設置（六二―四年）↓北部訓練場南側の実弾演習場設置（六五年）とテスト実弾演習（六六年）↓北部訓練場北側での実弾演習場新設と実弾演習計画の住民運動による失敗（七〇―一年）↓施政権返還直前の周辺自治体での許可訓練場使用の打ち切りおよび使用許可継続（七一年）↓日米地位

協定に基づく軍事基地の法的地位の変更に伴う基地立地の継続（七二年）、という過程を経て北部訓練場の軍事使用は展開したのであった。それは文字通り「占領」された土地だったのであった。

このように、法的地理的に決定された土地をめぐる地位が、一九九〇年代のSACO合意に伴う北部訓練場の北側及び南端返還計画策定の際の青写真として使われているのは明白である。SACO合意の後、二〇〇六年に日米合同委員会ですべて具体的に明らかになった北部訓練場の残存地域は、六二年に指定された特別専用訓練地域および六五年の実弾演習場地域の大半と重複した地域と、南側の福地ダムまでの地域、そして北側に伸びるヘリパッド群を含む地域として設定された。施政権返還後、地位協定二一四（b）に基づき継続使用された安波訓練場がSACO合意で一九九八年に返還され、これにより消失する水辺からの進入路のための陸域と水域が新たに提供された。そして南側残存地域に北側にある訓練能力を移設するために、新たなヘリパッド六基を作るという流れになっていったのであった。

本論の今後の課題は、施教権期の三村（国頭村、東村、大宣味村）における村有地および私有地の接収に関するものである。法的には布令第一〇九号の発布により接収は可能であるため、今後の課題としたい。もう一つは、北部訓練場内部で土地とは別に管理されていた木々、すなわち国有林野をめぐる行政の政治過程を含めた法的地理的展開である。この具体的な管理については地図資料の多くが米軍側の資料だったため入手が困難であったが、アメリカ国立公文書館Ⅱで入手した関連資料によつ

て今後明らかになるだろう。

また本論の公文書資料の渉獵と分析という方法論から明確になるのは、地域をめぐる軍事行政の歴史的過程に光を当てるための行政資料が旧統治国に持ち帰られ、地域に保持されていないという自明だが深刻な問題である。この現実には軍事用地の返還地において、かつて何が具体的に存在し、またどのように使用されていたのかという履歴にアクセスすることを難しくしている。結果として地域のための環境汚染や自然環境保護を主眼とした返還跡地計画の策定可能性を著しく制限している。新たに返還される北部訓練場の北側および南端に関しても、当時の資料を精査し環境汚染などが見つかる可能性のある箇所を予め特定し、行政的な対処が可能になるような枠組みが策定されなければならない。

資料一…割当US—二二八 日本政府所有財産の割当

一、一九五二年四月三〇日付けの極東軍書簡、題名「琉球列島米国民政府のための指令」に含まれる権限に従って改正され、琉球軍の副司令官 (Deputy Governor) により権限を付与された代理人である琉球財産管理官 (Ryukyu Property Custodian) は、ここに琉球列島米国軍に対して、以下に記載される日本政府所有財産の使用 (use) と占有 (possession) を割り

当てる。

国頭村と東村に位置する日本政府所有地約二万一四五〇エーカーは、その大半が北部訓練場として知られている軍事施設となり、ここに添付されたまた本割当の一部となる別紙A「図一」の地図に示される。

また添付の別紙Bは、当該地域の使用について統治するために合意された条項を含む、本割当の一部である。

二、この割当の受け入れに際して受領者は、上記の財産は完全に米国政府による利用に当てられることに同意する。受領者の財産使用用件が許可される場合、受領者は本財産を賃借(lease)、地役権(easement)、許可(license)により提供することができる。この提供により付与された許可は、毎年六月三〇日に破棄できるものとし、受領者の不動産に属する規則に従うものとする。この提供は、米国の選択権により毎年更新できるものとする。また、これにより受け取られる賃貸料や補償金は、民政副長官に送金されるものと理解される。さらに、受領者はこの財産割当は、所有権(title)の移転、上述財産の永代使用権あるいはその他の所有

利害の権利には影響を与えるものではないことを認め、これに同意する。

三、この割当は、当該財産のために作られた全ての先行する割当に優先される。

割当に同意する…

一九五七年一〇月二五日 リチャード・ローズ

琉球列島米国民政府 琉球財産管理官

米国により受領され許可される…

一九五七年一月一日 ジョン・W・レーン

不動産部長、米国陸軍工兵局、沖縄

別紙B

米国管理下に現在ある日本政府所有財産を最大限にそして適切に保護するというプライス調査委員会の勧告に従うために、下記の条項が北部訓練場として知られる土地割当の一部を形成しこ

ここに添付される。

一、既存の道路を拡張したり使用したり、新たなアクセスのための経路を建設する目的のために森林地域を開拓することに反対しない。これら作戦は、軍事的に一時的に制限する短期間を除いては、立木の破壊を最小化し現地民の道路および経路使用を拒否するものではないという視点から着手される。

二、安全のための必要性そして／あるいは特定の訓練形式により、短期的に地域住民の当該地域使用を禁止せねばならないということを認識する。しかしながらこの期間は最小限に抑えられるべきであり、最小限の人々に影響を与えるものであるべきである。

三、この割当は、実弾射撃が区域内で行われぬという理解においてなされる。将来的に実弾演習 (live firing) が求められる場合は、USCARの事前承認が得られなければならない。

四、森林財産 (forestry property) は未だに日本政府有と見なされるため、立木の破壊は、一時的なキャンプ場建設のための最小限の立木伐採や、訓練に絶対的に必要な行為であるところのその他の立木伐採を除いては、これを認めない。当該地域の改良のためのその他の形態の破壊は、USCARの事前承認なしには認められない。

【註】

- (1) 以下引用は、史資料に関しては脚注内に記述し、またウェブページ資料も脚注内に記述しその取得日はすべて二〇一七年一〇月二六日現在である。文献に関しては著者名・出版日・頁数を明記し、巻末の参考文献に書誌情報を提示した。
- (2) 仲間 (二〇一一)、拙稿 (二〇一五a)、林野庁 (一九七四、一九七五)。
- (3) 沖縄県農林水産行政史編集委員会 (一九八三、一九八四、一九八九)、沖縄県環境部環境政策課、二〇一七「米軍基地環境カルテ——北部訓練場 (施設番号：FAC6001)」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyoseisaku/documents/01.pdf>)。
- (4) 比嘉 (二〇〇一)、拙稿 (二〇一四、二〇一五a、二〇一五b、二〇一六)。
- (5) 前述の二つの運動に加え、一九八〇年代後半に行われた国頭村安波におけるハリアー着陸帯建設阻止闘争も含む。
- (6) 法務局の主な任務は、立法政策、手順について高等弁務官、民政官、琉球政府、その他公共、民間組織へ指導と助言を行うこと、USCAR裁判所の初審と控訴審で米国を代表すること、琉球における民主的司法制度の補助、琉球政府法務局、検察局、裁判所を監督すること、琉球における米国の土地制度を整備すること、日本政府や本土の都道府県の財産を管理することなどである (沖縄県公文書館、二〇〇三)。
- (7) 「選挙に司法介入も 沖縄県公文書館、USCAR文書公開」『沖縄タイムス』二〇一七年三月三三日。

(8) 以下得られたファイル群の (a) ファイル名 (b) グループ名 (c) アメリカ国立公文書館Ⅱの識別番号 (d) 資料の概要を記載する。

(a) USMC Northern Training Area. (b) RG 260: Property Custodian Branch Files Regarding Military Training Areas. (c) 7565938. (d) 北部訓練場に関する書類

(a) Northern Training Area (1)(b) RG 260: Property Custodian Administrative Files. (c) 7570049-51. (d) SCAR の財産管理に関する書類 (1950-1972)

(a) Northern Training Area (4)(b) RG 260: Property Custodian Administrative Files. (c) 7570053-4. (d) SCAR の財産管理に関する書類 (1950-1972)

(a) Counter Guerrilla Course. North Training Area. Okinawa. July 1962.(b) RG 127: Unedited Motion Picture Films. (c) 37368. (d) 北部訓練場での訓練映像

(a) Counter Guerrilla Course. North Training Area. Okinawa. 16 July 1962.(b) RG 127: Unedited Motion Picture Films. (c) 37369. (d) 北部訓練場での訓練映像

(9) 岡倉・牧瀬編 (一九六九:二〇二一四)。

(10) 「其の財産の権利、所有権又は権益を有する者に依りて遺棄されたる総ての財産および財産管理官に依りて遺棄したるものと決定されたる総ての財産を含む」(同上:二〇二一)。

(11) 「米国外の国家が其の権利、所有権又は権益を有する総ての財産又は米国外の国家に依りて所有、支配、

管理されたる総ての財産或は会社、商会、組合、協会および団体の財産にして米国外の国家が其の本来の権益を有し、且つ、其の本来の支配権を行使したるものおよび財産管理官に依りて国有財産と決定されたる総ての財産を含む」(同上：二〇二)。

(12) 「国際公法の下に賠償無くして略取し得る総ての私有財産および財産管理官が国際公法の下に賠償無くして略取し得る私有財産と決定した総ての私有財産を含む」(同上：二〇三)。

(13) ニミッツ布告は市長村有地も一九四五年の「遺棄財産」に組み込んだが、一九四六年四月に終戦当時の市町村行政区域の市町村長が米軍政府に任命され、これに伴い市長村有地は市町村に返還された(琉球銀行調査部編、一九八三・四一四、林野庁林政課、一九七四：一八)。一九四九年改正はこの変更を含んでいる。

(14) 沖縄県農林水産行政史編集委員会(一九八九：五八)。

(15) 同上。英文では以下の通り。Art. 55. The occupying State shall be regarded only as administrator and usufructuary of public buildings, real estate, forests, and agricultural estates belonging to the hostile State, and situated in the occupied country. It must safeguard the capital of these properties, and administer them in accordance with the rules of usufruct (University of Minnesota Human Rights Library, 2016, "Hague Convention IV - Laws and Customs of War on Land: 18 October 1907, 36 Stat. 2277, 1 Bevans 631, 205 Consol. T.S. 277, 3 Martens Nouveau Recueil (ser. 3) 461, entered into force Jan. 26, 1910" (<http://hrlibrary.umn.edu/instreet/1907.htm>))

- (16) Ryukyuan Property Custodian, April 7, 1948. (沖縄県公文書館蔵：0000011181) および「琉球財産の管理」(沖縄大百科辞典刊行事務局編、一九八三：八七六)。
- (17) Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, December 5, 1950. (沖縄県公文書館蔵：0000010882)
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) Civil Administration Directive No.4, March 13, 1952. (沖縄県公文書館蔵：0000011461)
- (21) 一九五〇年十二月五日施行の極東軍司令官指令は同指令に代わって廃止された。
- (22) Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, April 30, 1952. (沖縄県公文書館蔵：0000010883) および Allocation NR. US-228, Allocation of Japanese Government Owned Property, November 1, 1957. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51)
- (23) Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, April 30, 1952.
- (24) 英文本文では“such public property belonging to the Japanese Government or to Ryukyuan governmental instrumentalities other than municipalities”と記され、(c) Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, April 30, 1952.)
- (25) 沖縄県公文書館「二〇一七」布令・布告・指令等 (c) 土地接収」(<http://www.archives.pref.okinawa.jp/>)

ryukyuu_government/4826)。

- (26) 宮里 (一九六六・七五一六)。
- (27) Civil Administration Proclamation No. 26, 5 December 1953. (沖縄県公文書館蔵：000001427) および沖縄県公文書館、二〇一七「布令・布告・指令等 (3) 土地接收」前掲。
- (28) 沖縄県公文書館、二〇一七「布令・布告・指令等 (3) 土地接收」同上。
- (29) 宮里 (一九六六・七八一八〇)。
- (30) 宮里 (同上：九五)。
- (31) US Forces Training Exercise (Kunigami, Higashi and Ogimi Sons), January 26, 1955. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (32) 「米国軍隊の演習について (国頭、大宜味、東村)」一九五五年二月二日。本資料は比嘉康文氏による。ここに感謝したい。
- (33) 同上。
- (34) 同上。
- (35) US Forces Training (Kunigami, Higashi and Ogimi Sons), November 25, 1955. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)。
- (36) 同時期の三村における村有地および私有地の接收に関しては、資料的制約のため明らかではない。法的には

布令第一〇九号の発布により接收は可能であるが、現時点で判明しないため今後の課題としたい。

- (37) 同上。
- (38) 岡倉・牧瀬編（上掲：二一七）。
- (39) 仲間（二〇一一：二三四一五）⁷²、拙稿（二〇一三）⁷³、Government of the Ryukyu Islands, 1955, GRI Agenda Congressional Field Trips, Oct. 26, 1955: 27-41（沖縄県公文書館所蔵：0000098371）。
- (40) 仲間（上掲：二三三三）⁷⁴、Government of the Ryukyu Islands, *ibid.*: 37-8。
- (41) 仲間（同上）。
- (42) Government of the Ryukyu Islands, *ibid.*: 34-5。
- (43) これにより布令一〇九号は廃止された。
- (44) United States Land Acquisition Program, 23, February 1957.（沖縄県公文書館蔵：0000011394）日本語訳は宮里（一九六六：一〇七—一八）を参照し、適宜英訳を本文から追加した。
- (45) 琉球銀行調査部編（一九八四：五〇—六）。
- (46) 限定付土地保有権九八万坪（三二四ヘクタール）、定期賃借権二〇九万坪（六九一ヘクタール）。
- (47) 琉球銀行調査部編（一九八四：五〇—六）。
- (48) 国立国会図書館⁷⁵、二〇一五「Records of the U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR) 1945-72」(<https://navi.ndl.go.jp/kensei/entry/USCAR.php>)⁷⁶。

- (49) 詳しくは末尾の資料一を参照されたい。
- (50) Allocation of Prefectural Lands, Northern Training Area: request for: October 3, 1957. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51)
- (51) 琉球政府側の沖縄本島北部基地接収に関する反対姿勢をめぐる経緯については、筆者(二〇一六)、仲間(二〇一一)、『および平良(二〇一一)』を参照されたい。
- (52) 民有地に関する資料は出ていないため、今後の課題とさせて頂きたい。
- (53) 極東軍指令によりUSCARが占有した旧日本政府有・沖縄県有財産を指す。
- (54) Incorporation into the U.S. Military Reservation of Japanese Government Properties and Former Okinawa Prefectural Properties, An Inquiry about May 12, 1958. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51*167-554)
- (55) Incorporation into the U.S. Military Reservation of Japanese Government Properties and Former Okinawa Prefectural Properties, An Inquiry about June 11, 1958. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51*166-554)
- (56) 注二三参照。
- (57) 琉球銀行調査部編(一九八三：四一四)。
- (58) Allocation of Land - Northern Training Area, November 10, 1958. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51*140-554)
- (59) 同上。

- (60) 琉球銀行調査部編（一九八三：五一九—二二三）。
- (61) Tree Clearance (Northern Training Area) request for, May 15, 1962. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51)
- (62) Request for Tree Clearance (Northern Training Area), May 21, 1962. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51)
- (63) 琉球朝日放送ドキュメンタリー『標的の村』二〇二二(三上智恵／六〇分)において、当時動員された住民について報じられた。
- (64) Field Training Exercise by the 14th Psychological Operations Battalion in Northern Okinawa, October 2, 1964. (沖縄県公文書館所蔵：U81100153B)
- (65) 「USCAR広報局写真資料サブシリーズ09-06巻」(沖縄県公文書館所蔵：0000112086-38-59-1) および「USCAR広報局写真資料サブシリーズ09-06巻」(沖縄県公文書館所蔵：0000112086-38-59-2) の写真を参照された。
- (66) 林野庁林政課（一九七五：二二三）。
- (67) Counter Guerrilla Training Course, North Training Area, Okinawa, 16 July, 1962. (アメリカ国立公文書館蔵：37369)
- (68) Counter Guerrilla Course, North Training Area, Okinawa, July 1962. (アメリカ国立公文書館蔵：37368) お

- 46 Counter Guerrilla Course, North Training Area, Okinawa, 16 July, 1962. (アメリカ国立公文書館蔵：37369)
- (69) 内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課「二〇一三「安波訓練場①」」(<http://atochi.ogfb.go.jp/atochidoc/carte/pdf/carte03.pdf?20130524>)。
- (70) Section 2 Miscellaneous Information and Work Status Report, July 13, 1970. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938) および林野庁林政課(一九七五：二四)。
- (71) Establishment of a Firing Range in the Northern Training Area, Okinawa, January 10, 1970. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51)
- (72) 位置は二〇一七年現在のN4地区のハリパッド付近をその発射地点としていた。
- (73) Use of Northern Training Area, December 16, 1970. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (74) Northern Training Are (NTA) Live Ordinance Impact Area Test, report for, April 7, 1966. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (75) Artillery Firing Exercise in NT A, Okinawa, November 7, 1966. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51)
- (76) Use of Northern Training Area, December 16, 1970. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (77) Section 2 : Miscellaneous Information and Work Stars Report, July 13, 1970. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)

- (78) しかしこの指摘は、後の伊部岳闘争の生起により全く裏切られることになる。
- (79) Notification of Firing, December 8, 1970. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (80) Use of the Northern Training Area, December 30, 1970. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (81) 伊部岳闘争の政治過程に関しては、比嘉(二〇〇一)に詳しい。鳥獣保護運動は、天然記念物指定のノグチゲラが生息する演習場内部に位置した鳥獣保護区の保護活動として展開した。また沖縄鳥類保護連盟や野鳥の会のみならず、タイの鳥類病理学者 (Migratory Animal Pathological Survey, January 7, 1971. アメリカ国立公文書館蔵：7565938)、『国際鳥類保護会議オーストリア支部 (Internationale Rat für Vogelschutz, Österreichische Sektion, February 10, 1971. アメリカ国立公文書館蔵：75700534)』山階鳥類研究所 (January 11, 1971. アメリカ国立公文書館蔵：75700534) からも科学的見地からの保護が訴えられた。
- (82) 筆者二〇一五a。
- (83) Notification of Change of Live-Firing Training Schedule, July 1, 1971. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (84) 『沖縄タイムス』、一九七一年一月一四日。
- (85) For Immediate Release, January 30, 1971. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)。
- (86) このうち陸軍北部演習地は「奥訓練場」と呼ばれた訓練場だったが、一九七一年六月三〇日に琉球政府へ解放された(林野庁林政課、一九七五：二二三)。同訓練場の詳細に関しては別項に譲りたい。
- (87) 林野庁林政課(一九七五：二三一四)。

- (88) U.S. Forces Training Areas on Permit Basis (FY72), November 24, 1971. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938) および Training Permits, October 13, 1971. (アメリカ国立公文書館蔵：7570049-51) それ以外は金武の屋嘉第二、浮原島、久志訓練場が、海兵隊が使用できる許可訓練場となる。
- (89) Background for Taking Points: Permits for Marine Training Areas, HICOM meeting with Mr. Inamine, 13 October, 1971. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)。
- (90) 一九七〇年八月一日に、旧久志村が名護町、羽地村、屋部村、羽地村、屋我地村と合併して名護市が誕生した。
- (91) USMC Permit Training Areas, 7 July, 1971. (アメリカ国立公文書館蔵：7565938)
- (92) 諮問第一号 国頭村安波演習地(村公有林内)の使用許可更新について、一九七二年二月一日(アメリカ国立公文書館蔵：7565938)。
- (93) 沖縄県総務部(一九七二：四一一二)。
- (94) 沖縄県総務部(一九七二：一一一三三)。安波訓練場は村有地、久志、屋嘉、浮原訓練場は私有地である。安波訓練場においては、同項により安波海岸が提供水域となった。他方、北部訓練場地域は、旧国有地・沖縄県地・市町村有地(≡公有地)を含む他に民有地が含まれているが、その理由と詳細は明らかではない。
- (95) 外務省(二〇一七)「沖縄の施設・区域(五・一五メモ等)」五・一五メモは英語版と日本語版が存在する。前者は以下のリンクを(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/02_03en.pdf)、後者は以下のリンク(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/02_03.pdf)を参照された。

(96) 五・一五メモは長らくその全貌が公開されなかった合意文章であり、完全なる公開は一九九七年を待たなくてはならなかった(沖縄県知事公室基地対策課、二〇一三・三六一―三)。

(97) 同上。

(98) 一九八〇年二月に、海兵隊総司令官が米上院で、北部訓練場の着弾地域の指定および対戦者ミサイルの実弾発射訓練の実施を日本側と協議中と報道された(沖縄県労働渉外部編一九八三・二四)。これが問題となつた後、北部訓練場内の実弾射撃演習については問題化していない。

参考文献

岡倉古志郎・牧瀬恒二編、一九六九『資料 沖縄問題』労働旬報社。

沖縄県公文書館、二〇〇三『米国の沖縄統治に関する米国側一次資料ガイド 第一卷 米国立公文書館蔵 別冊付録 琉球列島米国民政府文書(資料群番号二六〇)』。

沖縄県総務部、一九七二『沖縄の米軍基地関係資料(地位協定に基づく提供施設)』。

沖縄県知事公室基地対策課、二〇一三『沖縄の米軍基地』。

沖縄県農林水産行政史編集委員会、一九八三『沖縄県農林水産行政史——第一五巻林業資料編一』農林統計協会。

沖縄県農林水産行政史編集委員会、一九八四『沖縄県農林水産行政史——第一六巻林業資料編Ⅱ』農

林統計協会。

沖縄県農林水産行政史編集委員会、一九八九『沖縄県農林水産行政史——第七巻林業編』農林統計協会。
沖縄県労働渉外部編、一九八三『沖縄の米軍基地』。

沖縄大百科辞典刊行事務局編、一九八三『沖縄大百科事典 下巻』沖縄タイムス社。

平良好利、二〇二二『戦後沖縄と米軍基地——「受容」と「拒絶」のはざままで一九四五—一九七二年』
法政大学出版局。

仲間勇栄、二〇一一『増補改訂 沖縄林野制度利用史研究』Medex。

比嘉康文、二〇〇一『鳥たちが村を救った』同時代社。

宮里政玄、一九六六『アメリカの沖縄統治』岩波書店。

森啓輔、二〇一三『沖縄社会運動を「聴く」ことによる多元的ナシヨナリズム批判へ向けて——沖縄
県東村高江の米軍ヘリパッド建設に反対する座り込みを事例に』『沖縄文化研究』三九・一五九—

二〇八。

森啓輔、二〇一四『直接行動空間の解釈学——沖縄県東村高江の米軍基地建設に反対する座り込みを
事例に』『社会システム研究』二九・九五—一一八。

森啓輔、二〇一五a『統治者は森林地帯をどのように対象化したか——戦後米軍統治下沖縄本島
北部地域へのまなざし一九四五—一九七二』『年報カルチュラル・スタディーズ』三三・二〇六—

二二七。

森啓輔、二〇一五b「占領下社会運動における『環境保護』フレージングの可能性と課題——沖繩県

国頭村伊部岳実弾射撃演習阻止闘争を事例に」『二橋社会科学』七：七七—八九。

森啓輔、二〇一六「統治と挑戦の時空間に関する社会学的考察——戦後沖繩本島北部東海岸をめぐる

軍事合理性、開発、社会運動」一橋大学社会学研究科博士学位論文、一—二八八。

琉球銀行調査部編、一九八三『戦後沖繩経済史』。

林野庁林政課、一九七四『戦後沖繩国有林経営の変遷に関する総合的調査研究（一）』。

林野庁林政課、一九七五『戦後沖繩国有林経営の変遷に関する総合的調査研究（二）』。